

「佐伯市立佐伯図書館及び館内施設」ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集目的

佐伯市では、民間の資金を活用して社会教育施設における施設利用者へのサービス向上を図るため、佐伯市立佐伯図書館及び館内施設のネーミングライツ（市が所有する施設等の命名権）を取得するパートナーを募集します。

ネーミングライツのパートナーは、佐伯市立佐伯図書館及び館内施設に企業名等の愛称を表示することにより、企業等のPRはもとより、市の施策への経済的な支援を通じた社会貢献を行うことができます。

2 募集対象施設

- (1) 名 称 佐伯市立佐伯図書館及び館内施設
(佐伯市立佐伯図書館、佐伯市視聴覚センター)
(2) 所 在 地 佐伯市中の島 2 丁目 20 番 33 号

3 契約の期間

3 年（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）

4 募集の金額（ネーミングライツ料）

300 万円以上/3 年（消費税及び地方消費税込）

【内訳】

令和 8 年 4 月 1 日	～令和 9 年 3 月 31 日（1 年間）	100 万円以上
令和 9 年 4 月 1 日	～令和 10 年 3 月 31 日（1 年間）	100 万円以上
令和 10 年 4 月 1 日	～令和 11 年 3 月 31 日（1 年間）	100 万円以上

5 愛称の条件

- ① 公共施設にふさわしい「愛称」として、親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージなど、市民の理解が得られる愛称を命名してください。（一部修正をお願いする場合があります。）
- ② 他人の著作権、商標権を侵害しないものであることとします。
- ③ 募集するのは施設の愛称であり、条例上の施設名称を変更するものではありません。
- ④ 契約期間中における愛称の変更は、原則できません。

6 愛称の使用開始時期

令和 8 年 4 月 1 日（予定）

7 名称変更に伴う必要経費

<ネーミングライツ料以外の費用負担区分は、次の表のとおりとします。>

区 分	市など	パートナー
施設の看板の表示変更		○
新規の看板設置		○
契約期間終了後（解除後）の原状回復		○
市及び指定管理者が作成するパンフレットなどの印刷物、ホームページの表示変更	○	
応募及び契約締結に係る費用		○

※看板の表示変更、新規の看板設置は、関係機関との協議により決定します。

8 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人であること。
- (2) 次に定める事項に該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と密接な関係を有するもの
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの
 - ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
 - ⑤法人市民税、法人事業所税、消費税及び地方消費税について、過去 1 年間に滞納があるもの
 - ⑥佐伯市広告料収入事業実施要綱（平成 19 年佐伯市告示第 73 号）に定める規制業種に該当するもの
 - ⑦その他、ネーミングライツ・パートナーとすることが適切でないと認められるとき。

9 募集方法等

(1) 募集要項の配布

配布期間：令和7年12月25日（木）から令和8年1月30日（金）まで
ただし、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までを配布期間とします。
配布場所：佐伯市中村東町6番9号 佐伯市教育委員会 社会教育課
※佐伯市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 募集要項に関する質問書の受付

募集要項の内容に関する質問については、佐伯市立佐伯図書館及び館内施設ネーミングライツ・パートナー応募に関する質問書（様式第6号）により次のとおり受け付けます。

質問受付期間：令和8年2月2日（月）午後5時まで
提出場所：佐伯市中村東町6番9号 佐伯市教育委員会 社会教育課
提出方法：窓口に直接お持ちいただきか、郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。（いずれも必着とします。）
※口頭（電話）による質問は受け付けません。電子メールにて提出する場合、メール送付後、届いたことを確認するための電話連絡をしてください。

(3) 回答方法

質問者には、郵送、FAX、電子メールにより個別に回答いたします。

(4) 受付期間等

受付期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月10日（火）まで
ただし、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までを受付時間とします。
提出場所：佐伯市中村東町6番9号 佐伯市教育委員会 社会教育課
提出方法：窓口に直接お持ちいただきか、又は郵送（簡易書留）で行ってください。
(郵送の場合は、必着とします。)
※FAX、電子メールでの提出はできません。

10 提出書類

書類名	備考
「佐伯市立佐伯図書館及び館内施設」ネーミングライツ・パートナー応募申請書	様式第1号
応募資格についての誓約書	様式第2号
会社概要（※）	様式第3号
役員等名簿	様式第3号別紙
地域活動や社会貢献等の実績書	様式第4号
暴力団関係者でない旨の誓約書	様式第5号
直近1カ年の決算書及び決算報告書	令和6年度分
税の滞納がないことを証明するもの (直近1カ年分の国・県・市税の納税証明書等)	令和6年度分 証明書
定款又は寄附行為の写し	
登記事項証明書（商業登記簿謄本等）	
その他市長が必要と認める書類	

※様式3号を補足する会社パンフレット等がありましたら、併せてご提出ください。

11 パートナーの選定方法

（1）選定委員会の開催

「佐伯市立佐伯図書館及び館内施設 ネーミングライツ・パートナー選定委員会」において、選定基準に基づき、応募金額、愛称案、応募者の経営状況、これまでの地域社会への貢献等について、総合的な審査を行い、パートナー交渉権者を決定します。

なお、応募者が1者だけの場合でも、選定委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、パートナー交渉権者とするか否かを決定します。

選定基準

審査区分	審査項目	配点（点）
応募企業	経営の安定性・健全性	10
	地域活動、社会貢献活動への理解、取組	20
応募の趣旨	応募の動機、パートナーとしての意欲	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージ等	20
応募金額	応募金額と最高応募金額の比率で算出 (最高応募金額を満点とする。)	40
合計		100

※各選定委員の点数を合算し、配点合計 500 点（委員 1 人 100 点×5 人）の 6 割未満の場合は不採用とします。

なお、点数が著しく低い審査項目があるなど、パートナーとして適切でないと認められる場合は、選定しない場合があります。

(2) 選定委員会の結果

選定委員会の結果については、それぞれ応募者全員に対し文書で通知します。

(3) パートナーの決定（契約締結）及び公表

パートナー交渉権者と契約内容について詳細な協議を行い、協議が整った場合はネーミングライツに関する契約を締結します。

契約締結後は、契約内容（パートナーの名称、施設の愛称、契約金額等）について、市報やホームページ等を通じて広く公表します。

(4) 契約の解除

契約の締結後、パートナーが応募資格を欠くことになった場合、又は社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれる恐れがある場合、その他パートナーとすることが適当でないと認められる場合などには、市は契約満了を待たずに契約を解除する場合があります。この場合、原状回復等に必要な費用は、パートナーの負担とします。なお、契約を解除した場合、市は当該年度分の契約金額は返還しません。

12 ネーミングライツ開始までのスケジュール

	日程
募集要項の配布期間	令和 8 年 1 月 19 日～ 令和 8 年 1 月 30 日
募集受付期間	令和 8 年 1 月 30 日～ 令和 8 年 2 月 10 日
選定委員会 (パートナー交渉権者の決定)	令和 8 年 2 月中旬予定
契約締結 (パートナーの決定)	令和 8 年 3 月上旬予定
ネーミングライツ開始	令和 8 年 4 月 1 日

13 その他

本募集要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市、応募者及びパートナーが

誠意をもって協議し定めるものとします。

14 問合せ先

佐伯市教育委員会 社会教育課（生涯学習推進係）

〒876-0853 佐伯市中村東町6番9号

TEL：0972-22-3245 FAX：0972-22-3912

メール：syogai-suishin@city.saiki.lg.jp